

「Morph TG#626 株を利用して生産された α -グルコシダーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年4月7日～令和3年5月6日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 3件
4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>・対象がなんであれ、目的がどうあれ、遺伝子組み換え品には反対ですが、今回のような、たかが「他の栄養素の吸収促進による鶏の増体性を向上する」のために使うのには賛成できません。遺伝子組換え飼料に頼った畜産ではなく、自然畜産に回帰してほしいものです。</p> <p>・わずか数十年程度の知見に限られている遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだ判断できないはずで、遺伝子組換え品は、100%の安全性が断言できるまで、使用を禁止すべきです。</p> <p>・日本ではすでに 400 近い遺伝子組換え成分が承認されており、飼料添加物については別途 100 以上が承認されています。この数字はダントツの世界一のレベルと思われませんが（違っていたら訂正ください）、これ以上増やすのはやめていただき、いったんすべての遺伝子組換え品の流入・使用を停止いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">同一意見他 1 件</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制等のリスク管理を行う行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っています。この食品健康影響評価は、食品安全基本法第 11 条第 3 項に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて行うこととしております。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えします。</p>
<p>どんな目的であっても、遺伝子組み換え品には反対ですが、今回のような、たかが「ビールの醸造工程で添加し、非発酵性のオリゴ糖が生成されてまろやかな味わいを付</p>	

与する」のために使うのには賛成できません。人工添加物や遺伝子組換え品に頼った食品づくりではなく、素材そのものを生かす製法に回帰してほしいです。	
---	--

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。